

議案第七号

中央区立幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和八年二月四日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十三号。以下「条例」という。）第十五条第一項から第六項までの規定に基づき、通勤手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(支給範囲の特例)

第三条 条例第十五条第一項各号の教育委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員であつて、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると教育長が認めるものをいう。

- 一 住居又は幼稚園のいずれかが離島等にある職員
- 二 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

三 職員の住居から幼稚園までに至る経路のうち、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる交通機関等の通常の経路の長さが、片道一キロメートル以上（東京都電車条例（昭和三十九年東京都条例第百五号）第一条に規定する東京都電車にあつては、三停留区間を超えるもの）にある職員

（交通の用具）

第四条 条例第十五条第一項第二号の教育委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、中央区（以下「区」という。）その他これに準ずる者の所有に属するものを除く。

- 一 自転車、原動機付自転車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）、舟艇及び自動車（同条第二項に規定する自動車をいう。）
- 二 前号に掲げるもののほか、教育長が認める交通の用具

（支給対象期間）

第五条 条例第十五条第二項第一号の教育委員会規則で定める期間は、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日までの、それぞれ六月の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、在勤する幼稚園の移転が予定されている等、あらかじめ支給対象期間内における通勤経路等の変更が確実であると判断できる場合には、教育長は、通勤経路等の変更の時期を考慮して、月の初日からその月以後の月の末日までの一月を単位とした期間を、支給対象期間として別に定めることができる。

（運賃等相当額の算出の基準）

第六条 条例第十五条第二項第一号の規定による運賃等相当額の算出は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

る。

第七条 前条の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十二号）第四条第一項及び第二項の規定により割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第八条 運賃等相当額は、次項の規定の適用を受ける場合を除き、次に掲げる額の総額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、別表第一（支給対象期間において新たに職員となった者（人事交流等によるものを除く。以下「新規採用職員」という。）にあつては、別表第二）に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せによる当該区間に係る定期券の価額の総額（同一の通用期間について価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額により計算するものとする。））。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均一月当たりの通勤所要回数が少ないものについて、この額が次号に掲げる額を超えるときは、当該額

二 回数乗車券その他の定期券以外のものを使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、当該区間についての通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給月数を乗じて得た額

2 前条ただし書に規定する正当な事由がある場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等について、前項各号に掲げる額との均衡を考慮し、当該額の算出方法に準じて算出した額の総額（その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（自転車等の使用者についての特例）

第九条 条例別表第三の教育委員会規則で定める事由は、幼稚園から至近の駅（停留所等を含む。）までの徒歩による距離が二キロメートル以上である幼稚園又は幼稚園周辺の一般に利用される交通機関の運行回数（交通機関が複数ある場合は、全ての当該交通機関の運行回数を合計した数）が一日十五往復以下である幼稚園に勤務する職員であることとする。

2 条例別表第三の教育委員会規則で定めるものは、下肢等の障害のため、自転車等を使用しなければ通勤が著しく困難である職員とする。

3 教育長は、第一項に規定する幼稚園並びに前項に規定する障害の範囲及び程度について、前二項に定めるもののほか、必要な要件を定めることができる。

（併用者の区分及び支給額）

第十条 条例第十五条第二項第三号の教育委員会規則で定める区分及びこれに対応する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

一 条例第十五条第一項第三号に掲げる職員のうち、自転車等を使用する距離が片道一キロメートル以上である職員又はその距離が片道一キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び条例第十五条第二項第二号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が十五万円を超えるときは、十五万円に支給月数を乗じて得た額）

二 条例第十五条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第二項第二号に掲げる額以上

である職員（前号に掲げる職員を除く。） 条例第十五条第二項第一号に掲げる額

三 条例第十五条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第二項第二号に掲げる額未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。） 条例第十五条第二項第二号に掲げる額

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第十一条 条例第十五条第三項の教育委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当し、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められる者に限る。）とする。

一 新幹線鉄道等を利用せずに通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合の片道の通勤距離が八十キロメートル以上であること。

二 片道の通勤時間（新幹線鉄道等を利用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間とする。）が百二十分以上であること。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第十二条 条例第十五条第三項の教育委員会規則で定める住居は、幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転（以下「異動等」という。）の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十五条第三項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げるもののほか、教育長がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(特別料金等相当額の算出の基準)

第十三条 条例第十五条第三項の規定による特別料金等相当額の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、特別料金等相当額の算出について準用する。ただし、定期券の価額に基づき特別料金等相当額を算出する場合には、当該経路について発行される六月以内の最長の通用期間の定期券の価額に基づくものとする。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第十四条 条例第十五条第四項の教育委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十五条第四項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等
(以下この号において「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等
(以下この号において「新最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等
(以下この号において「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等
(以下この号において「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経

路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げるもののほか、教育長がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(均衡上必要があると認められる職員の範囲等)

第十五条 条例第十五条第四項の任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められる者に限る。)とする。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となった者(条例の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であった者から人事交流等により引き続いて条例の適用を受ける職員となった者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項の規定により採用された者(同項に規定する退職をした日の翌日における者に限る。第三号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(次号及び第三号において「人事交流等職員」という。)を除く。)のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする幼稚園に在勤することとなった者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする幼稚園に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

三 人事交流等職員のうち、条例の適用外であった者としての在職を条例の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所又は定年前再任用短時間勤務職員となる直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所を条例第十五条第三項の幼稚園とみなした場合に、条例の適用を受ける前又は定年前再任用短時間勤務職員(直前の幼稚園に限る。)となる前から引き続き同項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

第十六条 条例第十五条第四項の均衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員

は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められる者に限る。）とする。

一 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員のうち、当該転居後の住居（次項に規定する特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

二 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行っているものに限る。）

三 職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該父母の介護を行っている者に限る。）

四 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の異動等（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、異動等に相当するものを含む。）に伴い、配偶者又はパートナーシップ

関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又はパートナ－シップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（当該配偶者又はパートナ－シップ関係の相手方と生活を共にしているものに限る。）

五 特別料金等に係る通勤手当を支給される職員から引き続いて満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員、職員若しくは配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方の父母（要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居若しくはその近隣住居に転居した職員又は配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方の異動等（配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、異動等に相当するものを含む。）に伴い、配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、養育若しくは介護の終了等又は配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方と生活を共にしなくなったこと等に伴い、直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、条例第十五条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの

六 前各号に定めるもののほか、条例第十五条第三項に規定する額の通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる者として教育長が認める職員

2 前項第一号の特定住居とは、同号に規定する転居（以下この項において「事由の発生」という。）の

日以後に転居する場合における当該事由の発生の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該事由の発生の直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、教育長がこれらに準ずる住居であると認めるもの（異動等事由）

第十七条 条例第十五条第六項の教育委員会規則で定める事由（以下「異動等事由」という。）は、次に掲げる場合とする。

一 異動等若しくは住居の移転等に伴い、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

二 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第十五条第一項各号に掲げる職員たる要件を欠くに至つた場合若しくはその後再び要件を具備した場合

三 条例第二十四条第一項各号に規定する休職等となつた場合若しくは当該休職等が終了した場合又は他の法令の定めによりこれらに類する事由が生じ、若しくは終了した場合

四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合又はその後再び通勤することとなった場合

(異動等に伴う支給、返納等)

第十八条 異動等事由が生じた場合には、第一号に掲げる額を支給し、第二号に掲げる額を条例第十五条第六項の教育委員会規則で定める額として返納させる。

一 異動等事由が生じた支給対象期間につき、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要することとなる額

二 異動等事由が生じた支給対象期間に係る通勤手当の額のうち、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないこととなる額

第十九条 異動等事由(第十七条第一号及び第二号に掲げる場合に限る。)が生じた場合における前条第一号に規定する支給額は、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要することとなった通勤経路について、異動等事由が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の初日から次の支給対象期間の前日までの期間の月数(以下「残りの支給月数」という。)に関して、条例第十五条第二項から第五項までの規定に準じて通勤手当の額として算出される額の総額とする。

2 異動等事由(第十七条第一号及び第二号に掲げる場合に限る。)が生じた場合における前条第二号に規定する返納額は、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないこととなった通勤経路に係る通勤手当の額の算出方法に依りて、次に掲げる額の総額とする。

一 定期券の価額に基づき運賃等相当額を算出している区間については、別表第一(新規採用職員にあつては、別表第二)に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せ及び順序に従つて、通勤手当の支給を受ける月から使用したものとし、異動等事由が生じた日の属する月(その日が月の初日で

あるときは、その日の属する月の前月）の末日に通用期間が到来しているものとされる定期券の払戻しをしたものとして得られる額及び通用期間が到来していないものとされる定期券の価額の総額

二 前号に規定する区間以外の区間については、当該通勤経路に係る通勤手当の額を支給月数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に残りの支給月数を乗じて得た額

三 前項の規定にかかわらず、通勤手当の額が条例第十五条第五項の規定により算出され、算出された額を支給月数で除して得た額が十五万円を超えるために、十五万円に支給月数を乗じて得た額が支給されている職員の前条第二号に規定する返納額は、十五万円に残りの支給月数を乗じて得た額とする。

第二十条 異動等事由（第十七条第三号及び第四号に掲げる場合に限る。）が生じた場合における第十八条に規定する支給額及び返納額については、前条との均衡を考慮して教育長が定める。

（委任）

第二十一条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 第十四条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

3 第十五条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

5 第十六条第一項第二号から第五号までの規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する転居の日以後に転居をした者を除く。）にも適用する。

別表第一（第八条・第十九条関係）

支給月数	通用期間の定期券の組合せ
六月	六月

一月	一月
二月	一月、一月
三月	三月
四月	三月、一月
五月	三月、一月、一月

備考

- 一 通用期間の異なる定期券を組み合わせる場合は、上欄に掲げる支給月数に応じた下欄に掲げる通用期間の定期券の順とする。
- 二 通用期間六月の定期券が発行されていない交通機関については、「六月」は「三月、三月」と読み替える。
- 三 通用期間三月の定期券が発行されていない交通機関については、「三月」は「一月、一月、一月」と読み替える。

別表第二（第八条・第十九条関係）

支給月数	通用期間の定期券の組合せ
三月	一月、一月、一月
四月	一月、三月
五月	一月、一月、三月
六月	一月、一月、一月、三月

二月	一月、一月
一月	一月

備考

- 一 通用期間の異なる定期券を組み合わせる場合は、上欄に掲げる支給月数に応じた下欄に掲げる通用期間の定期券の順とする。
- 二 通用期間三月の定期券が発行されていない交通機関については、「三月」は「一月、一月、一月」と読み替える。

（説明）

特別区人事委員会より、教職員の新幹線等の利用に係る通勤手当の支給要件等を改定する幼稚園教
育職員の給与に関する条例の一部改正に合わせ、通勤手当については、それぞれの通勤事情等に応じ

て各区で規則化する方針が示されたことから、新たに規則を制定する必要があるため、この議案を提出します。